

淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について

近畿地方整備局

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定・公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を誘導するための措置を講ずること等を目的として、水防法の一部が改正され、昨年7月3日に施行されました。

これに伴い近畿地方整備局では、洪水予報河川の浸水想定区域の指定・公表を順次行ってきました。淀川水系では、先ず本年3月15に野洲川を、そして、出水期前の6月14日には、淀川（宇治川を含む）をはじめ、木津川（服部川、柘植川、名張川、宇陀川含む）、桂川、猪名川（藻川含む）の指定・公表を行い、それぞれ同日付けで関係市町村長宛に通知しました。

今後、洪水予報河川の指定拡大に伴い、浸水想定区域図も拡大されることになりますが、現時点での浸水想定区域の指定・公表を実施していないのは、淀川水系では琵琶湖だけで、今後、関係機関との調整を図って早期に指定・公表を行います。

【浸水想定区域とは】

この浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深は、洪水予報河川において、洪水防御に関する計画の基本となっている降雨や、危機管理の観点からの未曾有の降雨などを前提して、破堤・はん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

今回指定した浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深などを表示した図面（浸水想定区域図・縮尺：1/10,000～1/20,000程度）は、近畿地方整備局や関係工事事務所、沿川の自治体などで閲覧することができます。

【今後の対応】

通知を受けた市町村は、水防法に基づいて、浸水想定区域に応じて市町村の地域防災計画に洪水予報の伝達方法、避難場所等について定め、住民に周知するよう努めることとされていますが、その際、浸水想定区域図に避難場所等を記載した「洪水ハザードマップ」を作成・活用することが期待されるところです。

近畿地方整備局としても、洪水ハザードマップの作成主体である関係市町村に対して最大限の支援を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及を図ることにより、水災による被害の軽減に努めます。

淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川 浸水想定区域図（総括版）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地図を複製したものである。(承認番号 平14近復 第38号)

1:250000

0 5 10 15 20km

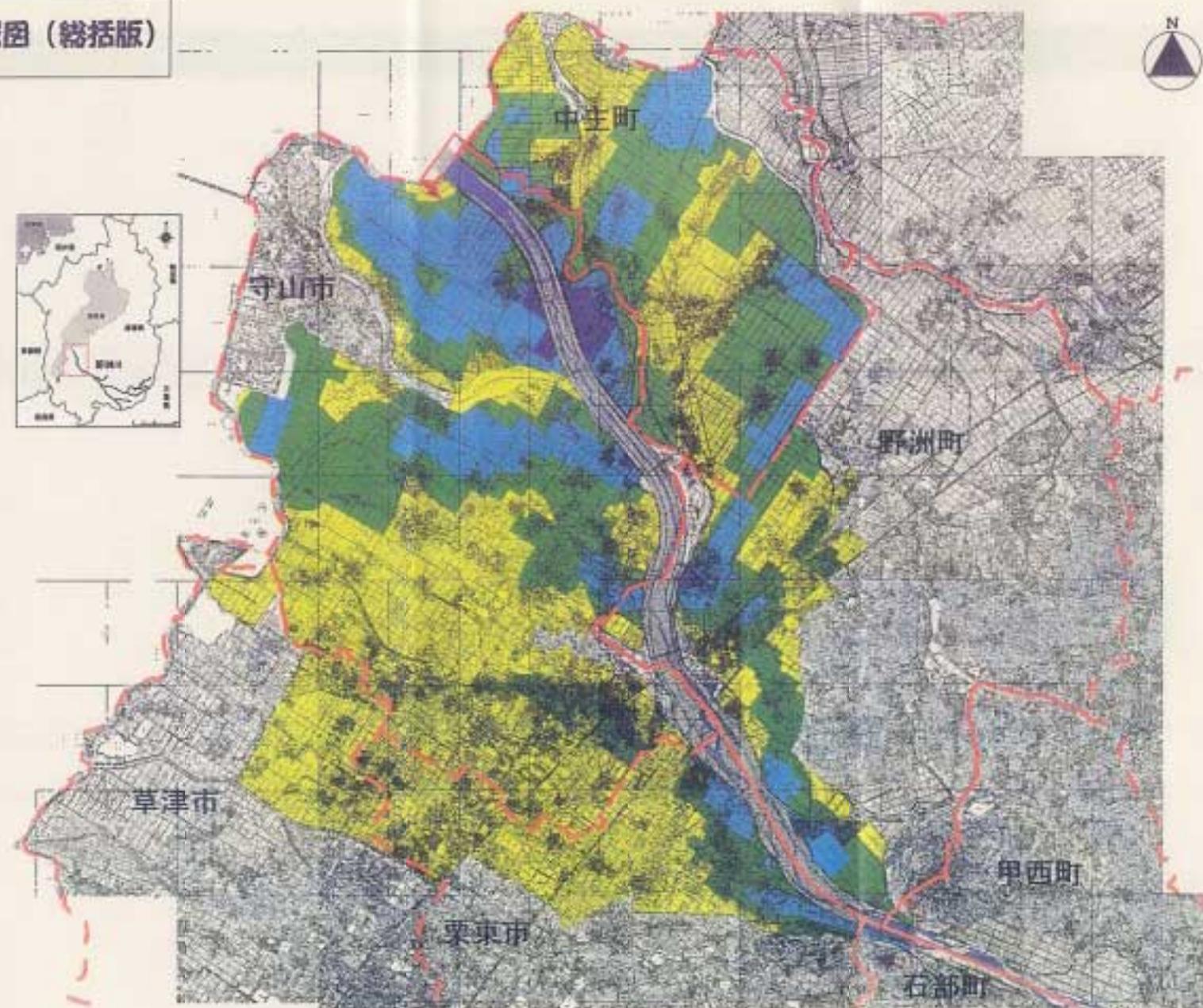
淀川水系野洲川 浸水想定区域図（略括版）



1. 説明文
 (1) この図は、淀川水系野洲川の内子手筋流域について、水没時の浸水深により区分された基本浸水区域と、河床底高が浸水した場合に被災する可能性のあるもので
 す。
 (2) この浸水想定区域図は、府県の基本浸水区域の構成要素、セイジム水文を踏まえ、
 河川の水位・流量・面積等を考慮して算出した浸水想定区域図で、現地調査による実測結果
 による実測値と、この図による想定値との誤差を考慮して算出した結果です。
 (3) これは、このセイジムレーティングの範囲内においては、実測の水位・流量・水没水深を用
 いて、この水位・流量・水没水深を用いて計算された、二段階の浸水想定区域図であ
 ります。この段階では、河川の水位・流量・水没水深を用いて計算された、二段階の浸水想定区域
 図となります。

2. 地図説明
 (1) 作成会社 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
 (2) 作成年月日 平成14年 3月13日
 (3) 令和番号 地図作成年月日別令和番号第1号
 (4) 地図作成場所 大阪府守山市守山地区(守山橋付近) 第1号
 (5) 同様となる水害予報図
 (6) 背面の説明と矢印の説明
 (7) 説明地名
 (8) 地図の説明
 (9) 地図の説明

3. 地図上の記載事項
 (1) 本図は、淀川水系野洲川の内子手筋流域を対象とした現地の浸水想定区域図としています。
 (2) これらの現地の浸水想定区域図は、河床底高が浸水した場合に被災する可能性のあるもので
 す。
 (3) この図は、府県の基本浸水区域をもとに現地の実測結果を考慮して算出した結果です。
 (4) ある地域では、現地の実測結果を考慮して算出した結果が示されています。
 (5) 現地の実測結果を考慮して算出した結果が示されています。
 (6) 現地の実測結果を考慮して算出した結果が示されています。
 (7) 現地の実測結果を考慮して算出した結果が示されています。
 (8) 現地の実測結果を考慮して算出した結果が示されています。



この図は、水防法第13条の4第2項及び施工規則第2条1項の規定に基づいて近畿地方整備局
及び西濃建設工事事務所において開発による浸水想定区域図を縮小表示したもので
す。

国土交通省 近畿地方整備局 施工規則工事事務所 平成14年3月